

# 言語政策に関する中日対照研究

(要約)

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期 人文学専攻

学生番号 : D183908

氏名 : 劉 哲

19 世紀中期、西欧諸国に鎖国政策を放棄させられた日本と中国は自ら改革を求め、近代国民国家の構成を目指した。その過程で、両国は西欧諸国の言語理論に触れ、言語の統一が国家近代化の不可欠な条件と認識した。そこで、20 世紀初頭から、両国では言語改革が開始された。改革は両国における国民国家の形成と共に展開し、近代から現代にいたる百年以上にわたって続いた。その過程で、両国の言語に近代的な特徴が現れ、言語の近代化が完成した。本研究は、両国の言語改革の過程で展開された言語政策に注目し、どのような共通点と相違点があるかという点を中心に検討し、同時に言語の近代化と言語ナショナリズムの視点から総合的に考察するものである。

本研究は9章から構成されている。以下に各章の概要を述べる。

序章では、研究の背景と先行研究を検討した上で、本研究の意義と研究課題を提示した。

第一章では近代両国における国字改革の状況をまとめて、比較を行った。まず、近代両国の国字政策を概観して、日本の重点は漢字の制限と簡略化であったのに対して、中国の重点は表音文字案の制定と普及であったという結論を得た。こうした重点の違いをもたらす両国の漢字観を検討した結果、日本では明治初期には漢字廃止論さえ起こったが、昭和期には漢字を内外の統制に有効な武器として捉えるようになった。一方、中国では清末に知識人が切音文字を推進すると同時に漢字を正統な文字としたが、1920年代に外国による侵略の深刻化によって、交流の効率化のために漢字廃止論が興隆した。漢字思想の変化から、両国でも文字道具思想、文字文化思想が併存していたことがわかる。そこで、両国の文字の捉え方を分析すると、日本では社会思潮に沿って、文字道具思想または文字文化思想に基づいて解釈されたこと、中国では知識人は西洋の思想の影響を受けたものの、伝統の言語理論を用いて文字の進化の説明を試みるという矛盾した心情があったことが確認された。

第二章では日本と中国の文体革命の状況をまとめた上で比較を行った。まず、言語面では日本の言文一致体は新たな文体である一方、中国の白話文は古代から存在していた文体であるという差異があったものの、両国とも口語体文体を改良し、文語体と西洋文学の文学創作の手法を参考としたことが共通していた。そして、思想面では口語体の採用は民衆が個人の感情を描写する土台を作り上げ、文学作品の内容も貴族の物語から個人の生活へと移ったことが両国の共通点だが、中国の文体革命においては日本より思想解放の色彩が濃いとみられ、文体の変遷は支配階級から一般民衆への政治的主体の変化を反映していた。最後に、文体革命と国字改革、標準語制定の関係を分析し、文体革命の言文一致思想は「言」と「文」、すなわち「文字・文体」と「音声」のかけ橋であり、言語の近代化の全体を貫いているという結果が得られた。

第三章では国語の統一をめぐる、近代における両国の国語政策と方言政策を検討し、比較を行った。まず、国語統一のプロセスを観察すると、日本では、国語が制定された際に、政治、経済、文化の中心である東京の中流社会のことばがその母体と認定された一方、

中国では最初に全国を代表しうる上品なことばの制定を試みたが、その後実用性を考慮し、北京官話を標準として選定した。そして、両国における国語と方言の関係について、日本では明治時代における方言の研究と調査は、国語の統一と普及という目的で行われ、国語教育も「方言矯正」という一面も持っていた。大正、昭和になると、方言の価値が認められ、方言尊重の意識が現れた。一方、中国では清末に方言教育を国語教育の手段とする論説があったが、清政府に否定された。中華民国期には、国語を制定するために大規模な方言調査が行われ、国語の支配的な地位、方言の従属的な地位が確立された。拉丁化新文字運動期には、方言の使用と発展が支持された。最後に、両国の国語運動の背後の国家思想を検討した。日本では、国語統一が提唱された当初、それを通して国民の愛国心を育成することが目指されたが、植民地を獲得した後、当地での日本語教育の必要に際して、国語は植民地の人々の思想を日本人のそれと同化させる任務を担った。一方、中国は清末から中華民国時期にかけて主に国内での国家と国民の統一を求めた。拉丁化新文字運動において、言語間の平等を追求することを通して大衆の力を合わせることを求められた。ここから、中国より日本の国語政策は強硬であったことがわかる。それは、日本は統一的かつ強権的な政府を有して、国語政策に力を注いだのに対して、中国は政権交代が頻繁に起きたため、各階層を主体とした様々な言語理論が提唱され、系統的な国語政策が全国で実施できなかつたことの反映であった。

第四章では中日における戦後の漢字改革を比較した。改革の順序、字数を比較した結果、日本の目的は「漢字制限」にあり、中国のそれは「漢字簡略」にあったことがわかった。簡略化の方法について、日本はできるだけ当時社会的に広く用いられていた漢字を選定し、その上で小さな修正を加えるという特徴があった。中国は民間に使われている漢字を整理した上で、造字法の「六書」を参照してより体系的な方法で字体を大幅に変更するという特徴があった。さらに、日本の漢字表の役割が「目安・よりどころ」である一方、中国のそれは漢字使用の「標準」であった。

第五章では戦後における両国の漢字廃止問題に対する議論を検討した上で、漢字が残された理由を分析した。まず、現実的要因について、戦後の日本では文盲率が極めて低かつたことから、漢字が教育普及の大きな障害ではなかつたことがわかった。一方、新冬学運動の経験から拉丁化新文字による識字運動の困難を感じた中国では、「速成識字法」の成功が漢字の識字運動に希望を与えた。また、言語的要因について、日本では表意性と表音性が併存する漢字仮名交じり文は日本独自の表記として高く評価され、漢字が表意の役割を果たすものとして残された。一方、中国では漢字の階級性が否定された後、表音文字は中国語に適用しにくいことも認識された。最後に、文字の道具性と精神性について、日本は漢字の制限と簡略化によって効率的な道具を求めた一方、漢字仮名交じり文及び漢字の使用を通して歴史的な断絶を避けた。中国は道具論の視点から最も効率的なラテン文字を採用し、拼音案を制定したものの、それを補助文字として扱い、精神性の視点から、漢字

の歴史的かつ民族的価値を重視した。

第六章では戦後における両国の共通語政策と方言政策をまとめた上で、比較を行った。まず、共通語政策の共通点は言語政策が個人に対する拘束ではないこと、文字案が多く、話しことばの案が少ないこと、語彙と音声、文法の規則が学術的な問題に留まることなどが挙げられる。一方、相違点について、日本は本体計画を中心としたのに対して、中国は1950年代に本体計画を中心にしたが、1986年以降は地位計画中心へと移行した。また、日本では現実の尊重によって、言語の基準を厳密に規定する必要がないと考えられたのに対して、中国では、言語が発展しつづけると同時に安定性も持つと考えられ、言語計画によって乱れたところを規範化することが必要となった。そこで、日本では表記法案の性質が「基準」から「目安・よりどころ」になり、国語の基準を規定する法令もないのに対して、中国は普通話の普及を憲法の中に書き加えたのみならず、『中華人民共和国国家通用語言文字法』も誕生した。ここから、中国より日本の共通語政策は法的性格が弱いと考えられる。そして、戦後以降の両国の方言政策に関して、両国とも方言の価値を承認したが、共通語の主導的な地位は変わらなかった。また、近代の国語と方言の関係を含めて分析し、国語と方言の関係を国語政策が制定される前、最中、後という3つの時点から討究した。

第七章では言語ナショナリズムと言語の近代化の視点から近代以降の両国の言語改革を分析し比較した。まず、言語ナショナリズムと言語の近代化の原理によれば、日本の言語改革は、明治以前の言語ナショナリズムの萌芽期、明治初期の欧化万能時代、明治30年代の国語創成時代、大正・昭和の日本語進出時代、戦後の定着期という5つの時期に区分される。中国の言語改革は、1892年から1912年までの封建思想を帯びた不完全期、1912年から日中戦争の開始までの欧化思潮の頂上期、日中戦争から1949年までの民族意識の高揚期、1949年以降の言語規範化の定着期という4つの時期に区分される。伝統と近代化の視点から、両国は欧米の圧力によって長い間「近代化」を「欧化」と認識し、伝統文化への尊敬と近代化の進展の矛盾が常に存在していたところが共通している。民族と国家の視点からみる両国の相違点について、日本は当初、民族の視点から古代中国の文化帝国から脱却しようとしたが、植民地を獲得した後は、国家の利益によって現地の民族を治める新たな帝国を構築しようとした。中国は多民族国家として文化共同体を保つことができるように「中華民族」を強調し、国家の近代化と独立を求めた。

結論では各章をまとめ、それによって日本と中国の言語の近代化のプロセスを究明し、近代的言語の特徴を考察した。その上で、本研究の限界及び今後の課題と展望を論じた。

以上のように、本研究は近代以降日本と中国の言語政策を通時的な実態を把握した上で、共時的な比較を行った。また、言語ナショナリズムと言語の近代化の角度から両国の言語改革を総合的な分析を行った。本研究の結果は将来における両国の言語政策の研究に資するものと考えられる。